

～求職者支援訓練実施機関のみなさまへ～

新型コロナウイルス感染対策を理由とした休講措置をとった場合の基本奨励金の支給方法について、労働局において訓練実施状況を確認し、支給金額を算定します。

1 基本奨励金の支給申請期限について

訓練開始日から3か月经過ごと、または、訓練終了日までの全期間分を一括申請していただいておりますが、休講措置をとった場合につきましては、原則として、

訓練終了後に一括申請していただきますようお願いいたします。

※既に1回目の支給申請を行っている場合など、事情によりこの限りではありません。

※訓練終了日が変更となっている場合は、変更後の終了日の翌日から起算して1か月以内に申請をお願いします。

※訓練期間の延長により記入しきれない場合は、支給申請書を2枚使用してください。

2 支給金額の算定方法について(概要)

訓練実施状況

- どれだけ訓練を実施したか（振替日を休校日に充当した上で算定する）

予め定められた訓練時間の80%以上を実施した

通常の算定方法とする

- 各受講者がどれだけ訓練を受講したか

支給対象期間の出席率が80%以上の者

支給単位期間数 × 月額単価

支給対象期間の出席率が80%未満の者

当該者の出席率が80%以上の支給単位期間の数 × 月額単価

予め定められた訓練時間の80%以上を実施せず

支給対象期間の出席率が80%以上の者

訓練実施日数が減じた支給単位期間は、訓練実施日数 × 日額単価
それ以外の支給単位期間は、該当支給単位期間数 × 月額単価

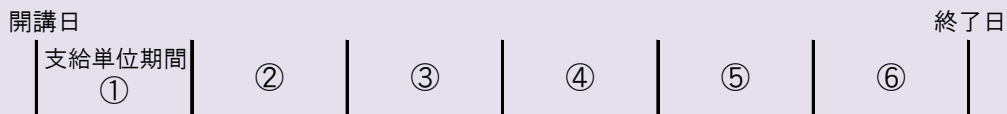
支給対象期間の出席率が80%未満の者

当該者の出席率が80%以上の支給単位期間のみについて、
訓練実施日数が減じた支給単位期間は、訓練実施日数 × 日額単価
それ以外の支給単位期間は、該当支給単位期間数 × 月額単価

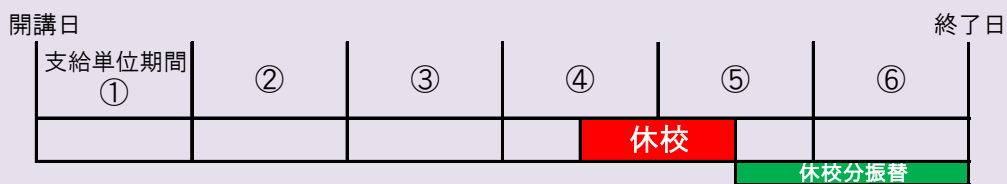
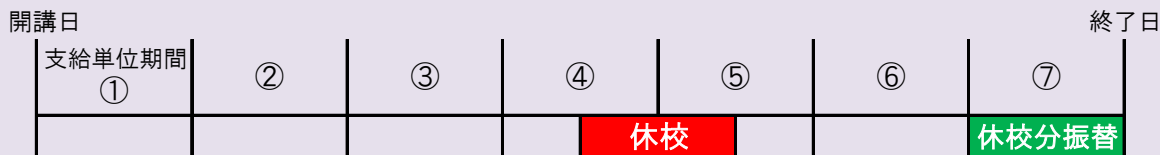
※休校日が生じた場合、可能な限り振替を実施し、受講者の訓練機会確保に努めてください。

3 振替を行った場合の支給単位期間の考え方

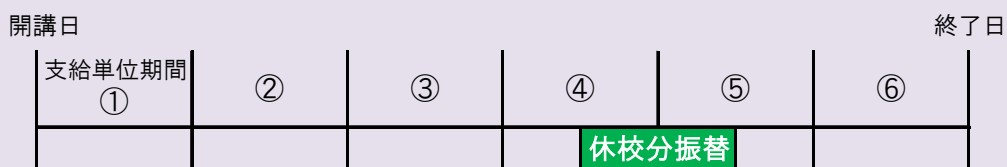
(予め定められた訓練期間)



(変更後の訓練期間例)



(奨励金の取扱い)



◆振替分を休校期間に充当し、予め定められた訓練期間で算定を行います。

◆休校に伴い訓練終了日が延長になったとしても、奨励金は従来の訓練終了日を基準とした支給単位期間で算定を行います。

4 申請先・担当係

〒102-8305

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階

東京労働局 職業安定部 訓練課 訓練第二係

03-6684-1701

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いしております。

※持参される場合は予約制にしておりますので、事前にお電話でご予約の上、お越しください。